

講演

演

土木學會誌 第十卷第二號 大正十三年四月

# 東京都市計畫 土地區劃 整理に就て (大正十三年四月十一日土木學會第三十四回講演會に於て)

會員 工學博士 直木倫太郎

## 内 容 梗 概

土地區割整理計畫の經過=特別都市計畫法の制定=計畫による道路面積の割合二割四分  
=整理委員會と路線價=整理委員會と換地設計=家屋の移轉=區割整理延期論の擡頭=事業の困難は覺悟

實は此の權威ある學會の壇上に立ちましてお話を申上げることでもあり且つ大分早くから頼まれました關係上申上げる事に就ては相當組織立った順序に依りましてようして稍々學術的に學會の御趣意に副うやうに話したいと思つて居たのでありますか昨今の忙がしいこと實に目も當てられぬ有様であります從つて何の用意をすることも出來ませぬで丸で考を纏める暇もなく茲に登壇しましたやうな次第で洵に學會に對しては相濟まぬ譯ではありまするが豫め此の點を深く御詫びを申上げ御断を致したいと思ふ。

演題は私がつけたのではありませんが兎も角現下の問題たる東京の土地區割整理に就て申上げようと思ひます一體此の區割整理の仕事は實に本學會の方々が率先して大震火災後直ちに御建議がありましたので即ち此大事變に善處せんが爲には當局は宜敷土地區割整理を焼失地域全部に亘つて斷行すべしと云ふ御建議をなされたのでござりますからその學會の諸君に對して今更その仕事の内容に就て精しく申上げる迄もなく疾く御了知のことでもあり殊に今日纏らない思想の中からさう云ふことを仔細に技術的に學術的に説明致しますよりも寧ろ端的に土地區割整理の仕事が今日東京に於て如何に進行しつゝあるか又は今日迄のその事業計畫の推移が如何であつたかを申上げ且つ今日は特にその仕事の將來に就て幾分の不安を感じて居る折柄でありますので尙更此の際皆様に其の如何に進行するや否やの事情を訴へ一層の御援助を願ひたいと思ふのであります現に昨晩は本學會が

他の十數の學會と聯合されまして一般民衆に對する第一回の土地區割整理即行の爲の宣傳講演がありましたやうな次第で當局としては深くその御高援を感謝しつつあるのであります何分にも當局の微力の爲又宣傳の鈍かつたが爲今日に至つて議員選舉其他に道に利用さるゝ氣味があり本問題に對する市民の意向も自ら區々となり寃に安心ならざる有様なのであります就ては今日申上げることは此の學會に對して申上げる講演としては甚だ御粗末であるのみならず其の筋も至つて亂雑では御座りますが何しろ問題の性質が元來餘り技術的に興味深き事柄ではなく寧ろ事務的に又は財政的に處理しなければならない分子が多いのでありますから學會には寃に御氣の毒ながら兎にまれ一つの技術の應用として皆様の御考慮を下されむことを冀ふのでござります。

第一に土地區割整理計畫を樹てました最初からの經過を申上げたいと思ひますが實は學會から色々御建議があり土地區割整理を行つて此の大震火災の跡地の區割割を整然たるものに處理したいと云ふことは以前から當局の方でも希望して居つたのですが併し又さう云ふ事は言ふべくして行はれるものではないと云ふ議論も内輪にはなかなか根強かつたので御座いまして、自然その折衷とも見らるゝやうな方針即ち街路敷地は之を買収に依るがその爲著しく在來街衢割の亂れる場所大凡 100 萬坪には區割整理を實行すると云ふ可なり微溫的な方針の下に纏りを付けて復興豫算を計上するに至つたのであります尤も最初後藤復興院總裁が内閣に持出された意見からしますれば明治五年の彼の銀座の大火に方り時の大藏大輔井上馨が東京府知事由利公正と謀つて決行しました處の方法即ち地券を發行して焼跡全部の土地を一旦政府に買上げ整然たる土地區割の整理を立てゝから地券を持つた舊地主に賣戻すと云ふ方法を採用する意志であります早くから其の意見を闇議に問はれたのでありますが然し何しろ今回は東京だけでも 1,000 萬坪を超ゆる程の大面積に亘る焼失地でありますので内閣に於ても容易に其議が決しなかつたので總裁は始終殘念がつて居られましたが最後には前述べました如く或程度の區域整理を認むるが原則的に街路敷地は買収に依てやると云ふ平凡な議案が仕組まれましてそれを參與會並に評議會の議に附したのであります然るに參與會に於ても評議會に於ても此際焼失地全部に對して是非とも土地區割整理を決行せねばならぬと云ふ満場一致の意見であり殊に喜ぶべきは地主側である民間選出委員の口から此際各地主をして所有土地の一割位は無償にて提供せしむるのが

至當であるとの高唱を得たことであります斯くて當局内部の異議も略々收まるべき機運に達したのでありますか時日を急ぐ關係上審議會には兎も角原案の儘を附議することになりました所が案外千萬にも其處では非常な縮少論が出て諸君も御承知の通り道路の擴張は此の際やるべきものではない此の財政逼迫の際他に爲すべき事柄の多い折柄道路計畫の如きに多大の經費を投する必要はない復舊で結構である路線は東西と南北とに二本位の幹線は認めるが其他は在來通りで十分である交通整理さへ甘く行けば道路は狭くとも敢て差支はないと云つた風の議論が強かつた爲當局としては正に絶體絶命豫算は認めぬ道路は復舊で結構と云ふことになつては折角此の大震火災に善處して帝都將來の大計を立てんと欲した當局の苦心も水泡に歸するのであるから遂に當局内部の誰もが一致して茲に始めて豫算は減すが其の代りに焼跡全部に對する土地區割整理は遂行せねばならない同時に地主から一割だけの土地を無償提供せしめて豫算の不足に充てねばならない如何に他の事業費は削られやうとも街路の系統並に幅員だけは此際飽迄積極的計畫を固守して進まねばならない、でなければ彼の大震火災の大教訓に對して我等は何等子孫の爲に將た帝都の爲に圖つた事にならぬと云ふ固い決心がついた譯であります審議會は御承知の通り非常に八釜敷縮少論を以て前後したのであつたが然もありしによつて當局には初めて土地區割整理を焼跡全部に向つて斷行すべき最後の決心がついた——餘り内輪の事を申上げるのも如何かと存じますが先づ大體左様な經過を辿つた末豫算に於ては約1億3,000萬圓を減じたが然も街路計畫に對しては飽迄積極の方針を固持し得たのであります尤もこの削減された豫算の1億3,000萬圓の中には甚だ殘念ながら東京の隅田河口の改良の費用と京濱運河の費用ともも含むで居りますがそれも除いた残り8,000萬圓程は當初の道路敷地買收の方針を土地區割整理の方針に變更したが爲に新に減少し得た物なのであります。

次に臨時議會となりましては無論當局は焼失地域1,048萬坪の内宅地約700萬坪の全部に亘り區割整理の方法によりて大小總ての街路計畫を遂行するの趣旨によつて豫算を提出致したのでありますか衆議院では右の豫算を修正するに當つて又た別様の見解を取つたのであります即ち土地區割整理を焼失地全部に及ぼすのは宜いそれは認めるが併しその全部を國でやる必要はない區割整理と云ふ仕事は如何にも此際適當な方法ではあるがそれを全部國の費用とすることは面白くない當然地主同志が組合を設けて自發的に自治的に協議の上で爲すのが本筋である

若し已むを得ずんば或は公共團體でやるも宜いが國としてさう云う所迄を強て自分の仕事とするには及ばぬ斯う云ふ見地から國に於ては幹線道路に沿ふた箇所又は特に街衢の著しく亂れた場所に限りて合計 100 萬坪の整理を認めるに止め他は悉く之を地主組合若は公共團體の仕事に委ねるを至當とすと云ふことに修正されたのであります尙同時に路幅 12 間以上の幹線道路の新設擴張は之を國の事業として認めるが 12 間未満のものは公共團體の施設に俟つが當然なりとしてその豫算も亦悉く削除し去られたのであります如何にも理屈からはさう云ふ見解も立ち得るのではありますかがさて實行上からするとこれは甚だ厄介千萬な修正であると申すものは曩に審議會に提案した時の如く道路の擴張新設を凡て買收方法によつて實行せんとする場合ならば兎も角既に議會への提出豫算としては地主からの土地一割の無償提供を前提として大小縱橫の道路網を計畫しその凡てを土地區割整理と云ふ方法によつて始末付けやうとせるに對し幹線道路は國でやれ 12 間未満のものは市でやれと云ふことは寛に無理な譯柄であるのみならず更に區割整理の面積をその一部分は國でその大部分は組合又は公共團體でと斯く區別したくとも實は大小道路が縱横に細かな網の目に入乱れて居る關係上到底其間に適當な分界の立てるべき筈がない況や地主の無償提供による土地を幹線道路と然らざるものとに果して如何に配分せば可なるかの如きも頗る無理な筋合でありますされば當局としては議會に對し十分此等の點の説明もし諒解をも求めて更に適當なる考慮を乞はねばならなかつたのでありましたが何分御承知の通り該議會は頗る匆忙の間に甚だ無造作に一切の解決を付け了つたのでありますから今では其の結果として自然此の區割整理の仕事は國と市と二つの主體に依つて厭でもやつて行かなければならぬことになつた無論地主組合などの手でこの大事業の仕遂げらるゝ筈のものでないことは申すまでもありませぬがさて然らば國でやる 100 萬坪を何處に何う取れば宜いか若し之を 12 間以上の幹線道路に沿ふてその兩側にのみ取れば各側の奥行僅に 6 間にしか當らぬからそれでは區割整理の必要のありやうもない譯故に何うしても或纏つた地區を撰ばねばならぬが其の地區内には勢ひ市でやるべき筈の 12 間未満の道路も縱横に入り込むであらうし又市でやるべき筈の地區内とても其處には必然國の負擔たるべき幹線道路が介在するを免れまいから其間に兩者の負擔區分を果して何う整理したらばよいのか啻に事業其ものゝ厄介のみならず寛に種々の點に一々實行の面倒さを加ふるのみであつて元來仕事の性

質上將た豫算の構成上單一不可分であるべき筈のものに殊更事業の主體を二つにも三つにも引割かうとするのだから實行上全く始末に負へぬと云はなければならぬ加之臨時議會では市の負擔たるべき12間未満の道路の費用及び土地區割整理の費用をば悉く削除して了つて若し市に金が無くば改めて補助並に貸付を國に願出た上改めて審議せうとのことであるから今日では國のみの豫算は認められたが市にはまだその爲に投すべき豫算がない、無論政府は此事業の急務たるに稽へて市に對する責任支出をば敢てしたのではあるが然かも此の夏の議會に改めて追加豫算を提出可決された上でなければ實は市として 12 間未満の道路を遂行するに足るべき豫算もなく又約 600 萬坪の土地區割整理をやるべき豫算もない譯なのであります恐らくその經費は彼の臨時議會に於て削除されたと同額——寧ろ同額以上を要するではありますまいか事務費の重複に稽えてもさうあるべきが當然でせう兎に角横濱市の分を合せて約一億五六百萬圓の追加豫算が此の夏の議會で成立した後にこそ初めて土地區割整理の仕事と及びそれに伴ふ大小の道路計畫とが我東京市の焼跡全部に遂行され得ることになつて居るのであります今日では國だけが豫算を認められては居るが其の金で何が出來たかと言へば實際まだ何も出來ない之が若し買收方法ならばぼつぼつ幹線道路敷の買收に着手し得たでもあらうが既に豫算の立前が土地區割整理から成つて居る以上飽迄その方法によつて國と市と手を連ねて進まねばならず今や共にその實施の準備に全く忙殺されつゝありますが然も市としては此の夏の議會を俟たなければ金の出途にいくらかの懸念を持たねばならぬ狀態にあるのであります加之斯う國と市とが元來不可分であるべき筈の仕事を無理に引分けて施行する上に於て其間或は今後非常に困難なる事情が起りはせぬかとの氣遣ひもあります結局は何れか一つに統一遂行するの利なるに如かざることゝもならんかとも思はれますがそれは暫く今後の經過に俟たなければなりません。

次に右の臨時議會に於ては土地區割整理の仕事を認めて呉れたと同時に之が遂行に必要なる法律を議定したのであります所謂特別都市計畫法なるものでありまして其の内容を爲す主たる事柄は第一に土地區割整理は地主組合によりて爲し得ることを原則的に認め次に國又は市が之を爲す場合を認め其の場合には整理委員會を置て其の意見を聽くことになつて居りますこれは先づ適當に整理地區を分つて一地區毎に其の整理地區に於て地主側から選出さるゝ委員と地上權者側から選

出さるゝ委員と兩方同數の委員から成る整理委員會を拵へましてそれに土地區割整理に必要な設計換地處分及び補償金の配當に関する事項に對する意見を訊くことになつて居りますそれから一番重要なことは此法律によつて『土地區割整理施行地區内に於ける施行後の宅地の總面積が施行前の宅地の總面積より一割以上を減少するに至りたるときは其の一割を超ゆる部分に對し補償金を交付することを要す』と云ふ新しい事項が認められたことであります實に我國としては土地政策上的一大新例でありましてその影響する所必ずや將來全國諸都市に及び都市改善上非常な好果を齎すべきものであらうと信じます申すまでもなく今日までは土地の所有權はさながら絶対のものゝやうに思はれ從て土地所有權者が幾ら我儘勝手なことをしてもそれを社會的に拘束することが全く出來ない爲に我國の都會は殊に明治以後に於て亂雜なる發展を見殊に郊外に行けば行く程混亂と非衛生を極めた洵に悲むべく淺間しい事態を暴露して居たのでありますされば斯かる不都合な狀態に鑑み將來各都市を改善するに方り先づ地主の覺醒を促す上に於て一度政府が斯かる立法を認めて一割迄の土地は無償で地主から提供せしむると云ふ新例を開いたと云ふことは今は單に帝都の土地區割整理にのみ適用さるゝに過ぎませぬが必ずや將來それが全國に力強き反響を生み到る所に都市計畫遂行上の好刺戟好範例を與ふることゝなるであらうと洵に喜しく思ふのであります。

拟斯う云ふ特別都市計畫法が曩の議會で生れ又豫算も議定されましたから爾來我々は大小街路系統の計畫を急ぎ先頃漸く特別都市計畫委員會の議を経て幹線補助線より更に進みて6米8米の街路計畫に對する審議をも終へその確定を見ましたので今や當局は全力を擧げて最も厄介なる土地區割整理の所謂換地設計に着手しつゝありますそれが爲に先づ現地の測量バラツクの調査権利の調査六百分一地圖作製などと色々煩しい仕事を仕掛けねばなりませぬが何れも順調に進行しつつあります申す迄もなく震災前の東京の街衢は誰が目にも如何にも不十分な實際まづいものであつた大通りを一步横に踏むと何の道路も狭くて曲りくねつて火災の場合に消防機關の飛込めぬは勿論日常の都市生活から見ても極て能率の舉らぬものであつたそれを丁度彼の銀座の焼跡に施されたが如く整然たる街衢に立直して到る所に明るい血の行りのよい交通、衛生、保安、經濟の何の點からも満足し得べき狀態にまで匡正せんとするのが土地區割整理の眼目である、今更諸君の前にその利益を云爲する必要はないが之こそは是非共此の場合に於て仕掛けねば

ならぬ仕事であり又此の際を逸しては最早二度と出来ない仕事だと確信するのでありますペアード博士は私共の最初に立案した幹線街路計画圖を見て唯徒らに街路計画のみをやつたのではないか是非都市計画と言はれましたが土地區割整理こそは即ち都市生活の凡ての方面に徹底した都市計画だと云ふことが出来る即ち此の場合所謂禍を轉じて福と爲すべき唯一の途であると信ずるのであります。

斯の如くにして昨今土地區割整理の設計は追々進行して正に實行に臨まんとする場合に立至つたのであります今吾々のやつて居るのは換地の設計であります道路の設計は大小とも極りましたからそれに引續いて新設道路の爲に影響せらるゝ一筆毎の土地の適當なる交換分合の計畫を今頃にやつて居るのであります何分地上權の關係が面倒で然も非常に面積が廣いのでありますから隨分厄介な仕事で併も其の設計が旨く行かなかつたならば一騒動を起し兼ねない有様ですから出来るだけ無理なことをしないやうに必要以上の理想に片寄らぬやうに成るべく在來の道路を尊重してそれが擴張を圖り隨て水道管下水管其他の地下埋設物の移動にも成るべく無理をしないやうにと詛めつゝあります何分焼失區域の面積に比すればその區域内の在來道路面積が平均一割四分に過ぎなかつたのを二割四分にまで押擴むのであるから隨分宅地面積が縮少せねばならぬそれを設計上成るべく無理のないやうに片付けたいと思ふのであるからこの設計は容易なものではないそこで實行上一番樂な道としては今持つて居る補償豫算の範圍に於て地主から土地を賣りたいと云ふ申出があれば成るべくそれを買ふことにして居る即ち成るべく安い土地を選んで買貯めそれを換地の豫定地に充つる方針で家屋の移轉其の他の仕事を首尾よく運ばしむべく心懸て居りますが昨今さう云ふ土地も大分見付かりますから實施上それ程案することでもないかと考へて居りますつまり宅地の潰地が一割以上に達する場合政府の補償すべき金を分配する代りに土地を分配する方法によつて一般の迷惑を減じたいとの心得であります御承知の通り昨今は焼失区域内にバラツクが素晴らしい勢で出來殊に近頃のものは殆ど本建築に等しい程のものが建連りつゝあるので厄介なのは之等の移轉の實行であります私共が復興豫算を立てた時分にはまだバラツクの素質も尋常であり又あのやうに早く充實せうとも思はれなかつたので移轉費の豫算を27圓50錢の平均單價で大丈夫と見込んだのですが今日ではその27圓50錢が中々大問題となつて大きな騒ぎを起しつゝあります併しこれを見込違ひとすれば即ち一面にはそれだけ東京の復興力が早くて寔に

芽出度い譯でもあるが兎にまれ豫算の平均單價27圓50錢を楯に取つて否應なしに何の建物にもそれだけしか移轉料を支拂はぬものなるかのやうに宣傳して廻る人達のあるのは迷惑である豫算の見込違ひには我々責任を以て相當の處置を取り得る確信がある追加豫算の途もあれば又豫算内の流用の途もある市民に迷惑を懸けないで實費辨償をもつて移轉は必ずやつて行きますのみならず未だ吾々はこの豫算に付て左程の心配は持つて居ませぬ何等不安を感じてゐませぬとは云へ實費を支拂ふなら遠慮は要らぬと云つた風に此際無闇に本建築めいたものを建込まれては甚だ迷惑であるそれは自他共に不經濟な事柄なのでありますから當分は是非御互に遠慮して貰ひたい少くとも換地の設計が確定しますまではと窓に懸念しつゝある次第なのであります。

それで昨今換地の設計を急いで居りますと同時に最近整理委員會の組織に取かかりつゝあります之は焼失地域を六十五六の地區に分つて夫々に整理委員會を成立せしめる段取になつて居ります間もなく七八區の整理委員の選舉を行ふ筈であります但衆議院議員の選舉と前後するので非常な混雜さであらうと察せられますが兎に角一日も等閑に附すべからずと云ふ考からそれに構はずやる筈でござります此の整理委員會は地主側と借地法に謂ふ借地權者側とから各同數の委員若干名を選ひでそれに種々の問題を諮詢するのであります先づ第一に在來の街路の圖面を示して焼失前即ち整理前の土地の品位等級に就て諮詢をする例へば此の道路筋は一等である點數にすると100點である次の道路筋は90點隣の地域は60點であると云ふ風に一地區内に於ける在來の土地の等級を原案に示して整理委員會の意見を訊く次には新設道路系統の設計を示してさうして整理が斯う云ふ風に出來た後の土地の品位等級はどう變化するかと云ふことを訊く、100點のものが120點に上るとか、60點のものが150點に上るとか云ふやうな改正後の品位等級の見込に對する意見を訊く此の二つの比較を定めて貰ふと假に其の100を1,000圓とすれば60點は600圓と云ふ風に自ら凡ての土地の品格が決まる譯で其の金額は補償委員會で決定する整理委員會で若も金額までを査定せしめやうならばそれは實際容易ならぬ利害關係から事態を紛糾せしむるのみであるから金錢問題は凡て補償審査會によつて決定せしむる考である、尤も土地の等級にしても其の變化は地理地形によつて頗る區々であるがそれには近頃米國のクリーブランド市其他でやつて居る頗る合理的な地價算定方法などがありますからさう云ふ事を参考して我國の實際

に適合し能ふ路線價の算定法を案出すべく目下多方面の専門の人々を頼んでやつて貰つて居りますから整理委員會で決つた街路の品位等級と照し合せると到る所に略々公平な土地の價格が算定されると思ふのであります而して其の次に整理委員會に掛けるのは地區内の一筆毎の換地の設計であります甲の土地は此處へ移る乙の土地はこれだけ縮まると云つた風の面倒な諮問でありますするがそれに對して整理委員會の承認をさへ得るならば其の場所毎に直に杭打をして換地豫定地が定まり次に三箇月以上の豫告を以て順次に家屋の移轉と云ふ段取になるのであります處で此の家屋の移轉と云ふことが近頃非常な問題になつて來ました斯う家屋が建込みで居る場合移轉が果して旨く出來得るか何うかと色々の人が疑ふ如何にも日一日と實行が困難になつたことは我々も認むるが然し此際是非共やらねばならぬ仕事である以上我々も飽迄努力する整理地區毎に更にそれを小分して工區を設け附するに技術班を以てして家屋の移轉は固より地下埋設物の移轉に對する整理の順序を定め出来るだけその地内の有力者や世話役と相談協力して能ふだけ自治的に而も順序よく施工し得べき方法を究め萬落ちのないやう取運びたいと思つて居るのであります固より實際問題としては無論之が一番困難な問題だとは考へますがその困難なるが故に抛棄さるべき事業ではありませぬ何か名案がないものかと考へて居りますが家屋の移轉に對してはさう進歩した技術もないやうで矢張り普通の遣方を敏速に取運ぶより外ない様であります然し出来るだけ住民に迷惑を掛けないやうにと研究を續けつゝあります而もその以外にまだ一番困つた問題があります今熾んに區割整理延期の氣勢が擧つて居りますのも主としてその所爲でありますがそれは地主や地上權者が今迄家を建てゝ貸して居つたに拘らず其の家が焼けたので今迄借りて居つた借家人達が自分で家を建てたそれには地上權者の承認を経た者もあれば又承認を経ない者もある甚だしきは遠慮會釋もなく何處からか飛込んで來て地主地上權者の知らぬ間に家を建てた風來坊すらあるのであります所で一旦家を建てた以上は兎にまれバラツク令の許せる大正17年8月末日迄は權利の有無に拘らず追立てられぬと思つて居るのが多い然るに今日土地區割整理が決行されるとなると土地の交換が始まるそれを機會に地主や正當なる借地權者が抗議を起すと勢ひ權利爭ひが起つてバラツク居住の權利を脅かされはせぬかと云ふ不安がある自分達はなけなしの金を無理算段して折角バラツクを建てたそれを此の機會に追立てられるやうなことになつてはそれこそ大變である生活の安

定を害する社會的大問題であるさう云ふことをされてはたまらぬと云ふのでそれ等の人達が必死になつて土地區割整理の延期を望んで居る——反対だとは言はない延期だと言ふさうして大正17年の8月迄はバラツクに居据らねばならぬと云ふ者であります此の問題が適當に解決しない以上は土地區割整理延期の聲は熄むないのでありますそれに移轉料其他の問題を附加して熾に即行反対の氣勢を揚げて居ります何分これは權利の爭であるから裁判所に持出さなければ解決しないもので復興局としては其の爭議に立入ることは出來ない唯我々の見る所では換地は之を在來の土地と見做すと云ふ耕地整理法の原則に従ひ在來の土地の上にある總ての權利の争ひは之を争ひの儘換地の上に移すことが出来る從て在來のバラツクもその儘換地の上に移轉せしむることが出来ると考へて居る但し換地の都合上在來のバラツクを取壊して再び換地の上に新築せねばならぬ場合一旦取壊したものを在來のものと同一と見做し得るか否かゞ疑問である故に之等の事柄は司法省に交渉して速に何等かの解釋を一定して貰ひたいと思ひ目下交渉中であります司法省に於ても成るべく現下の事情を諒として適當の解釋を下すべく詮議を進められつゝありますから近く何等かの聲明を得るであらうと存じます或は已むを得ぬ場合は法律問題として次の議會に持出さることとなるかも知れませぬが兎に角此の一點が土地區割整理問題と引からまつた一の社會問題として大に考慮を要する事態であります萬一にも斯様な問題から此の帝都復興の眼目たる土地區割整理が破滅を來すやうなことはないかと憂へ且つ恐るゝのであります。

要するに土地區割整理の問題は中々五月蠅仕事でありまして技術上からは洵に詰らない仕事ではあるが然し處理すべき仕事の手數は中々容易ならざるものである第一には換地の設計次には地價の算定、建物の移轉、地下埋設物の移轉、道路の築造、補償金の分配清算に次て或は町名地番の變更とか中々小面倒な仕事が多いのであるが兎に角これは今日是非共やらなければならぬと云ふ確乎たる信念の下に進みつつありますがそれに就ては此際益々皆様の御盡力を仰がなければならぬと考へるのであります。

今日は洵に不用意の爲縗らない話を致しました段は御容赦を願ひます恐らく此の問題は其の進行につれ將來又色々皆様に御報告もし御助勢を願はねばならぬ問題を續發せしむるでありますから其時には相當順序立つたお話を申上ぐるやう黽めたいと存じ茲には只管今日の粗末を謝します（拍手）

右講演後次の質問應答及希望ありたり

○會長中山秀三郎君 直木博士の御講演に就て御質問がありますならば此の際どうぞ御願致します。

○副會長丹羽鋤彦君 此の際質問と云ふよりは希望と申しますか一言致したい  
 竹内博士の御演説に依て尙ほ唯今直木博士の精しい御講演を拜聴致しまして大體解らなかつた所も了解致しました實は私は前の復興院と云ふ時代に參與と云ふ職を瀆しました一人と致しまして當時政府が100萬坪だけの區割整理を爲し其の以外は爲さらぬと云ふことに就て甚だ物足らぬやうに感じた其の時の御成案に依ると區割整理をやれば金が相當節約が出来る先程の御話では一割の提供に依て大分工費を省くことが出来ると云ふ御話を承りましたが其の當時復興院の御計畫では土木學會などが主張致しましたものに比較して甚だ物足らぬ——不完全とは申しませぬがもう少し完全にしてやりたいと云ふ希望を有つて居りました點から是非共區割整理を同時に施行さればそれに依て金もより以上減ぜられるから私共賛成をして是非共焼跡全部に及ぼして貰ひたいと云ふことを希望して居りました所が其の後に於きました唯今御話の如く種々の變化を來した結果が豫て區割整理の爲に受取られた仕事としては大に殖えても居らぬと云ふことは洵に政府としては議會の關係上已むを得なかつたことゝ思ひます此の點に就きまして多少遺憾に感じて居るのでございます實に先程直木博士の御話の通り議會は此の問題を甚だ不用意に扱つたのか或は特に審める爲にやられたかも知れませぬが土地區割整理は政府と東京市と分けて兩方でやれと云ふ殆ど不可能のやうな註文をされた此の點に就きましては唯今縷々御話もございましたが私共は此の市と政府が區割整理を別々にやると云ふことはどうしてやれるのであるか殆ど不可能ぢやないか此の點に就きましては私は是非共どつちかに纏めて一つにやつて頂きたい街路修築に就きましても同じやうな點があると云ふ御話でございましたが是はまだ工事を分割し得るのでございます區割整理に於ては殆ど工事の分割が出来ない甲の地區と隣の地區を違つた人が區割整理をするのは元來間違つたことで同じ人がやられても場合に依ては狂ひが生ずることがある是は餘程困難な問題で私共は議會で決議になりました時に此の結果として工事は是非政府でやらなければならない法律三十七號は補助を與へてある工事を政府に於て取上げて遣り得る途を明けてあるから是だけは是非共政府

に取上げて貰つて政府自ら工事をやつて貰ひたい之に要する費用は政府が負擔するが相當であると云ふ希望を有つて居りましたが是も亦種々の支障と申しますか意見が變りましたとして市と政府の仕事が別々になつて居ります恐くは此の點に就きましては將來市と致しましても政府に御依頼する方が便宜ぢやないかと自分は信じて居る一人でござります所で此の區割整理の事業に就ては實は直木さんが先程御話の如く區割整理の斷行と云ふことは土木學會としては十六學會が建議して居る關係上唯今に於きまして此の問題に就て反對論も起る——反對論の起つた爲に此の區割整理の仕事が頓挫するに至つては土木學會に於ては建議を致した體面上甚だ殘念に考へる又さうなくてはならぬと考へるのであります此の間の役員會に於て再び十六學會が寄りまして之に對して講演會を開き之に對して市民の目を覺醒してさうして學會として區割整理をしなければならぬと云ふ關係上是非共市民が解らぬ爲に反対をするとか或は煽動せらるゝが爲に反対すると云ふことの爲に頓挫を來すやうなことがありましたならば將來甚だ殘念でありますから此の際土木學會に於ては講演會を開いて建議の趣旨を徹底さすと云ふことに就て努力したいと思ひまして此の間役員會は既に其の事に就ては政治上の問題に觸れることは避けるのでありますが學會の立場としても必要であると云ふので講演會は差支なからうと云ふことで決議致した次第でござります私は此の際皆様に於きましては是等の意味に於て土木學會は區割整理は斷行すべし即時施行しなければならないと云ふ今日であるので區割整理の斷行に對しては機會ある折に於きまして皆様に其の事を御話を願ひましてさう云ふやうな意味が市民に徹底するやうに御願したいと思ひます是は私の希望でございますするが此の機會に於て此の事を申上げます。

○會長中山秀三郎君 別に御質問はありませんか——御質問がございませんならば直木博士に鳥渡御禮を述べたいと思ひます直木博士は此の東京都市計画の復興の大事業なる土地區割整理の経過並に施行の點に就て明瞭な御話を下さいまして皆が色々疑問を有つて居つた點を明かにして下さいましたことは大に感謝する所でございます茲に諸君と俱に拍手を以て謝意を表したいと思ひます。

(拍手)(完)